

育児休業申出書

エムシーパートナーズ株式会社 御中

[届出日] 平成 年 月 日

[届出者] 部 課

氏 名 ㊦

私は、「育児休業、介護休業および関連諸取扱いに関する規則」（第3条）に基づき、下記のとおり育児休業の申出をします。

記

1 休業に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	平成 年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立年月日	平成 年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 休業の期間	平成 年 月 日から 年 月 日まで	
4 申出に係る状況	(1) 1歳までの育児休業の場合は休業開始予定日の1か月前、1歳を超えての休業の場合は2週間前に申し出て	<ul style="list-style-type: none"> ・いる ・いない → 申出が遅れた理由 []
	(2) 1の子について育児休業の申出を撤回したことが	<ul style="list-style-type: none"> ・ない ・ある → 再度申出の理由 []
	(3) 1の子について育児休業をしたことが ※1歳を超えての休業の場合は記入の必要はありません	<ul style="list-style-type: none"> ・ない ・ある →平成 年 月 日から 年 月 日まで ・再度の休業の理由 []
	(4) 1歳を超えての休業の申出の場合	休業が必要な理由 []
	(5) 1歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合	配偶者が休業 <ul style="list-style-type: none"> ・している ・していない

〔育児・介護〕休業取扱通知書

平成 年 月 日

様



エムシーパートナーズ株式会社

平成 年 月 日にされた〔育児・介護〕休業の申出について、「育児・介護休業および関連諸取扱に関する規則」（第3条・第4条・第5条・第7条・第8条及び第9条）に基づき、その取扱いを下記の通り通知します。

（但し、期間の変更の申出があった場合には下記の内容について変更があり得ますのでご承知置き下さい。）

記

1 休業の期間等	<p>◇適正な申出がなされましたので申出通り 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで休業となります。</p> <p>◇期限外申出のため休業を開始日は平成 年 月 日となります。</p> <p>◇対象者でないので休業することはできません。 （介護休業の場合のみ）</p> <p>申出に係る対象家族について介護休業又は介護短時間勤務ができる日数はのべ93日です。今回の措置により、介護休業又は介護短時間勤務ができる日数は残り（ ）日となります。</p>
2 休業期間中の取扱い等	<p>（1）休業期間中については給与は支払われません。</p> <p>（2）（育児休業の場合のみ） 社会保険料は免除されます。 （介護休業の場合のみ） 社会保険料本人負担分は引き続き負担することとなりますので他の控除金と併せ、（ ）月からは指定された日までに下記へ振り込むか、持参によりお支払い下さい。 振込先：</p> <p>（3）住民税については市区町村より直接納税通知書が届きますので、それに従ってお支払い下さい。</p>
3 休業終了後の労働条件	休業終了後の処遇は、派遣先が確定した時点で詳細を決定致します。
4 その他	<p>お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、事由発生後速やかに総務部あて連絡して下さい。</p> <p>この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後2週間以内に調整の上、決定します。</p>

様式3

〔育児休業・育児のための時間外労働制限・
育児のための深夜業制限・育児短時間勤務〕対象児出生届

エムシーパートナーズ株式会社 御中

[届出日] 平成 年 月 日

[届出者] 部 課

氏 名 ④

私は、平成 年 月 日に行った〔育児休業の申出・時間外労働制限の請求・深夜業制限の請求・育児短時間勤務の申出〕において出生していなかった〔育児休業・時間外労働制限・深夜業制限・育児短時間勤務〕に係る子が出生しましたので、「育児・介護休業および関連諸取扱いに関する規則」（第3条・第12条・第13条第14条及び第15条）に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 出生した子の氏名

2 出生の年月日

社内様式4

〔育児・介護〕休業申出撤回届

エムシーパートナーズ株式会社 御中

[届出日] 平成 年 月 日

[届出者] 部 課

氏 名 印

私は、「育児・介護休業および関連諸取扱いに関する規則」（第4条・第8条）に基づき、
平成 年 月 日に行った〔育児・介護〕休業の申出を撤回します。

以上

〔育児・介護〕休業期間変更申出書

エムシーパートナーズ株式会社 御中

[変更申出日] 平成 年 月 日

[変更申出者] 部 課

氏 名 ④

私は、「育児・介護休職および関連諸取扱いに関する規則」（第5条・第9条）に基づき、平成 年 月 日に行った〔育児・介護〕休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における休業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
2 当初の申出に対する会社の対応	休業開始予定日の指定 ・ 有 → 指定後の休業開始予定日 平成 年 月 日 ・ 無
3 変更の内容	(1) 休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 変更後の休業〔開始・終了〕予定日 平成 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

(注) 1歳以降の育児休業及び介護休業に関しては休業開始予定日の変更はできません。

介護休業申出書

エムシーパートナーズ株式会社 御中

[変更申出日] 平成 年 月 日

[変更申出者] 部 課

氏 名 ㊟

私は、「育児・介護休業および関連諸取扱いに関する規則」（第7条）に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

1 休業に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合、同居、扶養の状況	同居し扶養を している ・ していない
	(4) 介護を必要とする理由	
2 休業の期間	平成 年 月 日から 年 月 日まで	
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる ・ いない→申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1の家族の同一の要介護状態について介護休業をしたことが	ない ・ある→平成 年 月 日から 年 月 日まで 再度の休業の理由 〔 〕
	(3) 1の家族の同一の要介護状態について介護休業の申出を撤回したことが	ない ・ある→再度申出の理由 〔 〕
	(4) 1の家族についてのこれまでの介護休業及び介護短時間勤務の日数	日

(注) 期間契約従業員が「育児・介護休業および関連諸取扱いに関する規則」第7条第1項なお書きの申出をする場合は、2のみの記入で足りります。

育児のための時間外労働免除申出書

エムシーパートナーズ株式会社 御中

[変更申出日] 平成 年 月 日

[変更申出者] 部 課

氏 名 ④

私は、「育児・介護休業および関連諸取扱いに関する規則」（第12条）に基づき、下記のとおり育児のための時間外労働の免除の申出をします。

記

育 児

介 護

1 請求に係る家族の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合の縁組 成立年月日		
	(5) 同居、扶養の状況		同居し扶養をして [いる ・ いない]
	(6) 介護を必要とする理由		
2 育児の場合、1 の子が生まれて いない場合の出 産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄		
3 免除の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
4 申出に係る状況	(1) 制限開始予定日の1か月前に請求して いる ・ いない→請求が遅れた理由 〔 〕		

〔育児・介護〕のための時間外労働制限申出書

エムシーパートナーズ株式会社 御中

[変更申出日] 平成 年 月 日

[変更申出者] 部 課

氏名 ④

私は、「育児・介護休業および関連諸取扱いに関する規則」（第13条）に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための時間外労働の制限の申出をします。

記

育 児

介 護

1 請求に係る家族 の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合の縁組 成立年月日		
	(5) 同居、扶養の状況		同居し扶養をして [いる ・ いない]
	(6) 介護を必要とする 理由		
2 育児の場合、1 の子が生まれていな い場合の出産予定者 の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄		
3 制限の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
4 請求に係る状況	(1) 制限開始予定日の1か月前に請求して いる ・ いない→請求が遅れた理由 〔 〕		

(注) 1～(5)は、介護のための時間外労働の制限の請求に係る家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。

〔育児・介護〕のための深夜業制限申出書

エムシーパートナーズ株式会社 御中

[変更申出日] 平成 年 月 日

[変更申出者] 部 課

氏 名 ㊟

私は、「育児・介護休業および関連諸取扱いに関する規則」（第14条）に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための深夜業労働の制限の申出をします。

記

1 申出に係る家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の縁組成立年月日	
	(5) 同居、扶養の状況	同居し扶養をして [いる ・ いない]
	(6) 介護を必要とする理由	
2 育児の場合、1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 制限の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
4 申出に係る状況	(1) 制限開始予定日の1か月前に請求して いる ・ いない → 請求が遅れた理由 〔 〕 (2) 常態として1の子を保育できる又は1の家族を介護できる16歳以上の同居の親族が いる・いない	

(注) 1 - (5) は、介護のための深夜業の制限の請求に係る家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。

〔子の看護休暇・介護休暇〕申出書

エムシーパートナーズ株式会社 御中

[変更申出日] 平成 年 月 日

[変更申出者] 部 課

氏 名 ④

私は、「育児・介護休業および関連諸取扱いに関する規則」（第10条及び第11条）に基づき、下記のとおり〔子の看護休暇・介護休暇〕の申出をします。

記

		子の看護休暇	介護休暇
1 申出に係る子の状況	(1) 氏 名		
	(2) 生年月日		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 同居・扶養の状況		同居し扶養して 〔いる ・ いない〕
2 申出理由			
3 申出する日	平成 年 月 日		
4 備 考	取得済日数	日	
	今回申出日数	日	
	残日数	日	

- (注1) ・当日、電話などで申し出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。
・3については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日をすべて記入してください。
- (注2) ・看護休暇の場合、取得できる日数は、小学校就学前の子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。
・介護休暇の場合、取得できる日数は、対象となる家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。
- (注3) ・1-(4)は、介護休暇に係る家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。

育児短時間勤務申出書

エムシーパートナーズ株式会社 御中

[変更申出日] 平成 年 月 日

[変更申出者] 部 課

氏 名 ㊟

私は、「育児・介護休業および関連諸取扱いに関する規則」（第 15 条）に基づき、下記のとおり育児短時間勤務の申出をします。

記

1 短時間勤務に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	平成 年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、 縁組成立年月日	平成 年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 短時間勤務の期間	平成 年 月 日から 年 月 日まで	
	※ 時 分から 時 分まで □毎日 □その他 []	
4 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定日の1か月前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 []
	(2) 1の子について短時間勤務の申出を撤回したことが	ない・ある→再度申出の理由 []

(注) 3-※欄は、労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度である場合には必要となります。

介護短時間勤務申出書

エムシーパートナーズ株式会社 御中

[変更申出日] 平成 年 月 日

[変更申出者] 部 課

氏名 ④

私は、「育児・介護休業および関連諸取扱いに関する規則」（第16条）に基づき、下記のとおり介護短時間勤務の申出をします。

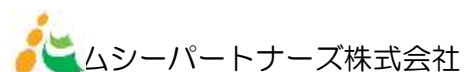
記

1 短時間勤務に係る 家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 家族が祖父母、兄弟 姉妹、孫である場合 同居、扶養の状況	同居し扶養を している ・ していない
	(4) 介護を必要とする理由	
2 短時間勤務の期間	平成 年 月 日から 年 月 日まで	
	※ 時 分から 時 分まで □毎日 □その他 []	
3 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定日の 2週間前に申し出て	いる ・ いない→申出が遅れた理由 []
	(2) 1の家族の同一の要介護状 態について介護短時間勤務を したことが	ない ・ ある
	(3) 1の家族の同一の要介護状 態について介護短時間勤務の 申出を撤回したことが	ない ・ ある→再度申出の理由 []
	(4) 1の家族についてのこれま での介護休業及び介護短時間 勤務の日数	日

(注) 2-※欄は、労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度である場合には必要となります。

〔育児・介護〕短時間勤務取扱通知書

様



あなたが平成 年 月 日にされた〔育児・介護〕短時間勤務の申出について、「育児・介護休業等および関連諸取扱いに関する規則」（第15条・第16条）に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

1 短時間勤務の期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な申出がされていまして申出どおり平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 短時間勤務をしてください。 ・申し出た期日が遅かったので短時間勤務を開始する日を平成 年 月 日にしてください。 ・あなたは対象者でないので短時間勤務をすることはできません。 ・（介護短時間勤務の場合のみ）申出に係る対象家族について介護短時間勤務又は介護休業ができる日数はのべ93日です。今回の措置により、介護短時間勤務又は介護休業ができる日数は残り（ ）日になります。
2 短時間勤務期間の取扱い等	<p>(1)短時間勤務中の勤務時間は次のとおりとなります。</p> <p style="padding-left: 40px;">始業（ 時 分） 終業（ 時 分）</p> <p style="padding-left: 40px;">休憩時間（ 時 分 ～ 時 分（ 分））</p> <p>(2)（産後1年以内の女性従業員の場合）上記の他、育児時間1日2回30分の請求ができます。</p> <p>(3)短時間勤務中は原則として所定時間外労働は行わせません。</p> <p>(4)短時間勤務中の賃金は次のとおりとなります。</p> <p style="padding-left: 40px;">1 基本賃金</p> <p style="padding-left: 40px;">2 諸手当の額又は計算方法</p>
3 その他	<p>お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの勤務に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に事務部あて電話連絡をして下さい。この場合の通常勤務の開始日については、事由発生後2週間以内の日を会社と話し合っ</p> <p>って決定していただきます。</p>